額の合計額	21		
整額の合計額	22		

を

連結法人間の貸倒引当金の戻入額の合計額	21		
	22		

に、

連結法人間の貸倒引当金の繰入額の合計額	33		
連結法人間取引の損益の減算調整額の合計額	34		

を

連結法人間の貸倒引当金の繰入額の合計額	33		
	34		

に改め、同表の記載要領第１号中「平成21年法律第13号。以下この号において「平成21年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の15（連結事業年度における外国税額の控除）又は平成21年改正法」を「平成21年法律第13号）」に、「若しくは第68条の93の７」を「又は第68条の93の７」に改め、同第11号中「「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「47の①」）(2)」を「「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「50の①」）(2)」に改め、同第13号中「「11」から「13」まで」を「「⑾」から「⑬」まで」に、「「各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額（各連結法人の別表六(二の二)の「10」の合計－「13」の合計）」を「「各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額（各連結法人の別表六(二の二)の「10」の合計－「13」の合計－「15」の合計）」に改める。

別表六の11㈠付表の表中

当期の個別控除対象外国法人税額（別表六(二の二)「26」）

を

当期の個別控除対象外国法人税額（別表六(二の二)「24」）

に、

貸倒引当金の戻入額	18		
連結法人間取引の損益の加算調整額	19		

を

貸倒引当			

金の戻入額	18		
	19		

に、

貸倒引当金の繰入額	30		
連結法人間取引の損益の減算調整額	31		

を

貸倒引当金の繰入額	30		
	31		

に改め、同表の記載要領中「平成21年法律第13号。以下この記載要領において「平成21年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の15（連結事業年度における外国税額の控除）又は平成21年改正法」を「平成21年法律第13号）」に、「若しくは第68条の93の７」を「又は第68条の93の７」に改める。

別表六の11㈠付表１の記載要領第11号中「第68条の15の２」を「第68条の15」に改める。

別表六の11㈠付表11の記載要領第１号中「含む。）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成22年旧措置法」という。）第68条の９第３項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）（平成22年旧措置法第68条の９の２第１項及び第２項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同第11号中「租税特別措置法」及び「同法」を「平成22年旧措置法」に改める。

別表六の11㈠付表四の記載要領第１号中「特別控除）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成22年旧措置法」という。）第68条の９の２第１項及び第２項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成22年旧措置法第68条の９第３項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）」を加え、同第11号中「租税特別措置法」及び「同法」を「平成22年旧措置法」に改める。

別表六の11㈠付表五の記載要領第１号中「特別控除）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成22年旧措置法」という。）第68条の９の２第１項及び第２項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成22年旧措置法第68条の９第３項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）」を加え、同第11号中「租税特別措置法」及び「同法」を「平成22年旧措置法」に改める。

別表六の11㈣の記載要領第五号中「第68条の15の２」を「第68条の15」に改める。

別表六の11㈣付表11の記載要領第１号中「含む。）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成22年旧措置法」という。）第68条の９第７項（繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）（平成22年旧措置法第68条の９の２第１項及び第５項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同第11号中「租税特別措置法」及び「同法」を「平成22年旧措置法」に改める。

別表六の11㈣付表三の記載要領第１号中「特別控除）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成22年旧措置法」という。）第68条の９の２第１項及び第５項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成22年旧措置法第68条の９第７項（繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）」を加え、同第11号中「租税特別措置法」及び「同法」を「平成22年旧措置法」に改める。

別表六の11㈣付表四の記載要領第１号中「特別控除）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成22年旧措置法」という。）第68条の９の２第１項及び第５項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成22年旧措置法第68条の９第７項（繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）」を加え、同第11号中「租税特別措置法」及び「同法」を「平成22年旧措置法」に改める。